

給与制度の改正について

1 目的

公務員の労働基本権は法令により制限されていることから、職員の給与は代償措置として適正な水準を維持することが重要である。この度、令和7年特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告」に基づき、職務・職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するとともに、職員の昇任意欲の醸成を図るため、給与制度を改正する。

2 内容

(1) 管理職員に係る給与処遇の改正

管理職員に係る役割の重要度が增大していることを踏まえ、職務・職責をより重視した給与制度の実現及び早期昇格者の処遇改善を図る。

① 給料表

行政職給料表（一）5・6・7級、医療職給料表（二）5級、医療職給料表（三）5級の適用を受ける管理職員の給料表を改正する。

ア 行政職給料表（一）

	改正内容
5級(課長級)	5級1号給から32号給までをカットし、初号水準を引き上げる。
6級(部長級)	・6級1号給から39号給までをカットする。 ・40号給から89号給までを9号給構成に見直しする。 ・勤務成績が特に良好と認められた場合に、昇給を実施する。
7級(統括部長)	・7級1号給から28号までをカットする。 ・29号給から61号給までを8号給構成に見直しする。 ・勤務成績が特に良好と認められた場合に、昇給を実施する。

イ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）

行政職給料表（一）との均衡を基本に改正する。

② 管理職手当

管理職手当について、以下のとおり改正する。

ア 行政職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）適用職員 【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

区分	現行	改正後	引上げ額
部長	127,600円	135,300円	7,700円
重要困難課長	101,500円	106,000円	4,500円
課長	92,300円	96,300円	4,000円

【定年前再任用短時間勤務職員】

区分	現行	改正後	引上げ額
部長	101,000円	106,500円	5,500円
重要困難課長	73,200円	77,400円	4,200円
課長	66,500円	70,300円	3,800円

イ 医療職給料表（一）適用職員

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

区分	現行	改正後	引上げ額
部長	142,400円	144,100円	1,700円
課長	94,800円	107,500円	12,700円

【定年前再任用短時間勤務職員】

区分	現行	改正後	引上げ額
部長	107,200円	108,400円	1,200円
課長	73,100円	80,700円	7,600円

③ 管理職員特別勤務手当

国の取扱いとの均衡を踏まえ、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、深夜勤務（平日）の支給対象時間帯を拡大し、夜間業務従事者の処遇を改善する。

【支給対象の時間帯】

現行	改正後
週休日等以外の日 (午前0時～午前5時)	週休日等以外の日 (午後10時～翌日午前5時)

(2) 技能・業務系職員に係る給与制度の改正

職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するため、行政職給料表（二）を改正する。

(3) 差額支給の取扱い

平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替に伴う差額支給について、令和8年3月31日をもって廃止する。

3 実施時期

令和8年4月1日

4 改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例

第17号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級又は7級であるものにあつては、0号給)</u>とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務をしなかつた</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務しなかつた</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から</u>午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>

<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u> とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て区規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1 (別添のとおり)</p> <p>別表第2 (別添のとおり)</p> <p>別表第4 (別添のとおり)</p> <p>別表第5 (別添のとおり)</p>	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て区規則で定める額 <u>（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1 (別添のとおり)</p> <p>別表第2 (別添のとおり)</p> <p>別表第4 (別添のとおり)</p> <p>別表第5 (別添のとおり)</p>
--	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる行政職給料表（二）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日においてこの条例による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表（一）、別表第2に掲げる行政職給料表（二）、別表第4に掲げる医療職給料表（二）及び別表第5に掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日にお

ける号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（復職等の日における号給調整の特例）

- 5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていなければ決定されていた号給に調整する。

（1） 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

（2） 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月台東区条例第4号）付則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）

- 6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

- 7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第2項から前項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定を準用する。

（委 任）

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月台東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第5項の前の見出しを削り、同項から付則第7項までを次のように改める。

5から7まで 削除

付則第8項の前に見出しとして「(給料の切替えに伴う経過措置)」を付する。

付則別表第1（付則第2項、付則第7項関係）
職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

付則別表第2（付則第3項、付則第6項、付則第7項関係）

号給の切替表

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級	7級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1
29	1	1	1
30	1	1	2
31	1	1	2
32	1	1	2
33	1	1	2
34	2	1	2
35	3	1	2
36	4	1	2
37	5	1	2
38	6	1	2
39	7	1	3
40	8	1	3
41	9	2	3
42	10	2	3
43	11	2	3
44	12	2	3
45	13	2	3
46	14	2	3
47	15	3	3
48	16	3	3
49	17	3	3
50	18	3	3

51	19	3	3
52	20	3	4
53	21	3	4
54	22	4	4
55	23	4	4
56	24	4	4
57	25	4	4
58	26	4	4
59	27	4	4
60	28	4	4
61	29	4	4
62	30	5	
63	31	5	
64	32	5	
65	33	5	
66	34	5	
67	35	5	
68	36	5	
69	37	5	
70	38	5	
71	39	5	
72	40	5	
73	41	6	
74	42	6	
75	43	6	
76	44	6	
77	45	6	
78	46	6	
79	47	6	
80	48	6	
81	49	6	
82	50	6	
83	51	6	
84	52	7	
85	53	7	
86	54	7	
87	55	7	
88	56	7	
89	57	7	
90	58		
91	59		
92	60		
93	61		
94	62		
95	63		
96	64		
97	65		
98	66		
99	67		
100	68		
101	69		
102	70		
103	71		
104	72		
105	73		
106	74		
107	75		
108	76		

109	77		
-----	----	--	--

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22

53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49

111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ハ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22

55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

二 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22

55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

